

○富士見市商店街活性化推進事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第762号

改正 平成29年3月31日告示第157号

平成30年3月30日告示第110号

富士見市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱（平成13年告示第81号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の商店街の活性化及び振興を図ることを目的として事業を主体的に実施する商店街、商工会、商店会連合会、大学等又は実行委員会（以下「商店街等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 商店街 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合又は商店街（共同事業活動を行うためにおおむね10店舗以上の事業所が近接してその事業を営む区域をいう。）を形成する任意の団体（規約等の定めがあるものに限る。）で市長が認めるものをいう。
- （2） 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- （3） 商店会連合会 市内の商店街で組織する商店会連合会をいう。
- （4） 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、高等学校、大学、短期大学又は高等専門学校をいう。
- （5） 実行委員会 前各号に掲げる団体のうち複数の団体により組織する実行委員会をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街等が主体的に行う次に掲げる事業（大学等が主体的に行う事業にあつては、前条第1号から第3号までに掲げる団体と共同で行う事業に限る。）とする。

- (1) 販売促進事業
- (2) 商店街運営改善事業
- (3) コミュニティ連携事業
- (4) 文化創出・情報発信事業
- (5) 環境問題・高齢社会対応事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助対象事業としない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の総額が30万円未満の事業であるとき。
- (2) 前項各号に掲げる一の補助対象事業を同一年度において複数実施するとき。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

2 前項の場合において、商店街等が国又は県から補助対象事業に係る補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金を控除した後の額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）で1団体につき100万円を限度として市長が定める額とする。

（平29告示157・一部改正）

（補助金等交付申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、原則として補助対象事業を開始しようとする日の1月前とする。

3 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

5 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、定款、規約又は会則とする。
(事業内容の変更等の様式等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第6号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第8条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第11号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 写真、チラシ等の事業の実施を証する書類

(補助金等確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第11条 この補助金は、補助対象事業の目的を達成するために特に必要があると市

長が認めるときは、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とすることができる。

- 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(平30告示110・一部改正)

(書類の整備等)

第12条 商店街等の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、商店街等が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第157号）

(施行期日)

- この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この告示の施行の際、この告示による改正前の富士見市商店街活性化推進事業補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月30日告示第110号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
賃金	アルバイト賃金
報償費	講師謝礼、出演料、原稿料、事業協力者謝礼
消耗品費	教材、資料、装飾材料等の消耗品費、賞品代

印刷製本費	ちらし・ポスター・パンフレット、商品券・サービス券、機関紙・会報等の印刷・製本費
役務費	郵便料金、保険料、手数料、クリーニング代
委託料	デザイン委託、イベント企画委託、会場設営関係委託
使用料・賃借料	会場使用料、設備賃借料、車両借上料、駐車場使用料、コピー代
備品購入費	各種機材購入代
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの